

※進学先を通じての申込みになります。参考にしてください。

保育士を目指すみなさんへ修学費用をお貸しします。

令和3年度 熊本県保育士修学資金貸付

保育士修学資金貸付制度とは

保育士養成施設に在学して保育士資格を取得し、卒業後、熊本県内の保育所等に従事する意思のある方に対し、修学のための資金の貸付けを行う事業です。

対 象 以下のすべての要件を満たす方

- ① 令和2年度または令和3年度に養成施設に入学した方
- ② 養成施設を卒業後、熊本県内の保育所等で従事する意思のある方
- ③ 原則として熊本県内に住民登録をしている方
- ④ 在学する養成施設長が「優秀な学生である」と推薦する方
- ⑤ 修学に際し、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方
- ⑥ 熊本県以外の都道府県等から修学資金の貸付を受けていない方
- ⑦ 国庫補助が含まれる他の貸付や給付制度を利用していない方

貸付額・期間 下記を上限に無利子で貸し付けます

【在学中2年間】

【卒業時】



※生活費加算の対象者は、別途相当額（地域により異なる）及び入学準備金（20万円以内）を加算できます。

返還について 以下の要件をすべて満たした場合は、返還が全額免除となります

- ① 養成施設等を卒業した日から1年以内に保育士登録を行うこと。
- ② 熊本県内の保育所等に保育士として就職すること。
- ③ 5年間（一部市町村では3年間）継続して従事すること。
- ④ 当該業務に従事していることを毎年証明すること。
- ⑤ ③の期間を満了後、返還の免除申請を行うこと。

申請方法 裏面をよくお読みください

入学した養成施設を通しての申込みとなります。申請書類一式を学校の担当窓口へ提出してください。
※養成施設によって申請方法や期間が異なりますので、必ず在学する学校へ御確認ください。

お問い合わせ先
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
熊本県福祉人材・研修センター
TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464
〒860-0842 熊本県中央区南千区堀町3-7 県総合福祉センター4F
<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

申請方法 ※貸付には審査があります。審査の結果により貸付できない場合があります。

養成施設に入学後、下記の書類を学校の担当窓口へ提出してください。

【申請に必要な書類】

- (1) 貸付申請書
- (2) 推薦書 ※養成施設が作成するものです。
- (3) 個人情報取り扱いについて（同意書）
- (4) 自己推薦書
- (5) 返還計画書
- (6) 生計を同一にするもの（世帯員）全員の住民票（※1）
- (7) 生計を同一にするもの（世帯員）全員及び連帯保証人の所得証明書（所得と収入の両方が記載されたもの。源泉徴収票は不可）（※2）

（※1）生計を同一にするものとは、食費、光熱費、家賃等の生活費を共有している方をいいます。

（※2）「世帯台帳記載事項証明書」（仕送り含む）

（※2）「世帯台帳記載事項証明書」を提出された場合、申請を受理できませんので、御注意ください。

- (8) 中高年離職者（入学時に45歳以上であり、離職して2年以内の方）については、公共職業安定書が発行する離職票、もしくは事業所が発行する離職したことを証明する書類
- (9) 生活費加算を申請する方については、生活保護受給証書、もしくは前年度または当該年度において市町村民税の非課税等の措置を受けたことを証明する書類
- (10) その他、会長が必要と認める書類

熊本県内の対象養成施設一覧

- ・九州ルーテル学院大学（人文学部人文学科こども専攻保育コース）
- ・熊本学園大学（社会福祉部第一部子ども家庭福祉学科）
- ・平成音楽大学（音楽学部こども学科）
- ・尚絅大学短期大学部（幼児教育学科）
- ・中九州短期大学（幼児教育学科）
- ・大原保育医療福祉専門学校熊本校（保育福祉学科）
- ・専門学校湖東カレッジ唐人町校（こども学科）
- ・熊本YMCA学院専門学校（児童福祉教育科）
- ・西日本教育医療専門学校（こども未来学科）
- ・日本総合教育専門学校（こども学科、幼児教育学科）

※県外の対象養成施設についてはお問い合わせください。

なお、県外の対象養成施設に入学した場合、申請者は熊本県に住民登録している必要があります。

本貸付の詳細や募集要領については、
県社協ホームページでご案内しています！
<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

※進学先を通じての申込みになります。参考にしてください。

令和3年度募集

熊本県介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

熊本県介護福祉士 社会福祉士修学資金貸付事業とは

介護福祉士・社会福祉士の養成施設に在学し、卒業後、熊本県内において介護業務等に就事しようとする方に対し、修学資金の貸付を行います。卒業後1年以内に資格を取得し、熊本県内で指定業務に5年間(過疎地は3年間)従事すると返還(=返済)が全額免除されます。

貸付対象者

- ①養成施設等を卒業後、熊本県内で介護業務等に就事しようとする方
 - ②原則として熊本県内に住民登録をしている方
 - ③優秀な学生であると在学する養成施設長が推薦する方
 - ④修学に際し、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方
 - ⑤国庫補助が含まれる他の貸付や給付制度を利用していない方
- ※上記全てを満たす必要があります。

貸付制度の概要

- | ①貸付額 | 月 額 | 介護福祉士50,000円以内・社会福祉士25,000円以内 |
|----------|---|-------------------------------|
| 入学・就職準備金 | 各200,000円以内(1回限り) | ※就職準備金は卒業年度の後期分まで送金 |
| 国家試験対策費用 | 40,000円以内(1回限り) | (介護福祉士ののみ) |
| 生活費加算 | (生活保護受給世帯、またはそれに準じる世帯が対象です。詳しくはお問い合わせください。) | |
- ②利 子 無利子
- ③貸付期間 養成施設に在学している期間

貸付金返還免除の要件

- ①養成施設等を卒業の日から1年以内に介護福祉士、または社会福祉士として登録すること。
 - ②熊本県内で、厚生労働省が定める介護または相談業務等に就職すること。
 - ③5年間(過疎地は3年間)継続して従事すること。
 - ④当該業務に従事していることを毎年証明すること。
 - ⑤③の期間を満たした後、返還免除の申請を行うこと。
- (※上記を全て満たされなかった場合、貸付金は返還(=返済)していただきます。)

申請受付開始

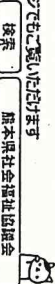
令和3年4月1日(予定)

- ※締め切り後に審査を行います。
- ※養成校を通じての申込みとなります。直接本会へのお申込みはできません。詳しくは各養成校へお問い合わせください。

お問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター
〒860-0842 熊本県中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4F
電話番号 096-322-8077

※詳細は熊本県社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます
<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>



申込みから交付までの流れ(フローチャート)
※原則として本会からの通知は養成校を通して申請者へ通知します。

